

## 和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 吉 井 和 視  
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

### 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

### 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

### 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	令和7年9月30日
紀北県税事務所	"
和歌山県立仙渓学園	"
和歌山県立高等看護学院	"
和歌山県立粉河高等学校	"
和歌山県立貴志川高等学校	"
和歌山県立那賀高等学校	"
和歌山県岩出警察署	"

### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

#### (1) 指摘事項

なし

#### (2) 注意事項

##### ア 那賀振興局建設部

（ア）旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

（イ）損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

（ウ）河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処するとともに、河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。

##### イ 和歌山県立仙渓学園

給食調理業務委託の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

##### ウ 和歌山県岩出警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。